

7-4 生存権と社会保障 <標準編>

社会保険

「保険」とは、万一の事故に備えて加入者（被保険者）から事前に少額の金銭を集め、事故のあった加入者に保険者が必要な金銭を給付するという金融制度

【①】で、加入者が保険者に納付する少額の金銭を「保険料」といい、保険者が加入者に給付する金銭を「保険金」という。

日本では医療・年金・介護・労災・失業の5分野で公的保険制度が実施されており、加入者の保険料に加えて国や・地方自治体や従業員を雇用する企業が資金を拠出している【②】。日本では1960年代の初頭までに、医療保険と年金保険については国民全員が加入できるようになった。

①**医療保険** 病気や負傷の際の医療費をまかなうための保険が医療保険である。日本の医療保険は、被保険者の職業別に、国民健康保険（自営業者・専業主婦が加入）、健康保険（民間企業の会社員が加入）、共済組合（公務員が加入）に大別される。【③】

②**年金保険** 高齢者や障害者になって働く機会や能力を失ったときに必要となる生活資金を保険方式でまかなうのが年金保険である。日本の年金保険は、**基礎年金制度**として**国民年金**（すべての国民が加入）があり、そのほかに被保険者の職業別に**厚生年金**（会社員が国民年金に追加して加入）、**共済年金**（公務員が国民年金に追加して加入）がある【④⑤】。

2007年に年金納付記録の不備により約5000万件もの納付記録が宙に浮いていることが発覚した。また2008年には従業員の年金のための拠出金負担に苦しむ企業が、社会保険庁の入れ知恵で従業員の給与を低く申告し負担額を減らしていた事実も発覚し、大きな社会問題になっている。

③**介護保険** 高齢になって介護サービスを必要とするようになった場合にかかる介護費用を保険方式でまかなうのが介護保険である。日本では40歳以上の国民が加入し65歳に達した後に介護サービスが受けられる。給付される介護サービスは市町村の担当者による**要介護認定**を経て決定されるが、必要な介護が受けられないケースが目立ち、問題となっている。

④**労災保険** 労働者が通勤途上または勤務中に事故に遭った場合に、医療費などを保険方式で支給する制度である。

⑤**雇用保険** 勤務先を解雇され失業した者に、おおむね次の仕事が見つかるまでの期間の生活資金を保険方式で支給する制度である。今後、解雇されやすい非正規労働者も簡単に加入できるようにしていく必要がある。

①要するに“お互いに助け合う”システムである。

②公的保険（加入が義務づけられている）に加えて、さらに充実した保障を得るために任意で加入する保険を私的保険といい、民間の保険会社との保険契約などがある。この単元では主に公的保険について扱う。

③2008年から**後期高齢者医療制度**が発足し、75歳以上の高齢者に対する医療はこの新しい保険制度によることになった。この制度は高齢者医療費の公的負担を減らすのが目的であるが、そのため多くの高齢者の保険料負担が増える結果となったため大きな批判を浴びている。

④年金保険の財源には積立方式と賦課方式がある。積立方式は被保険者本人が在職中に積み立てた保険料で将来の年金をまかなう方法。賦課方式は、若年層の保険料を高齢者の年金にあてる方法である。現在の日本の公的年金制度は賦課方式を採用している。

⑤2001年から私的年金として**確定拠出型年金**を実施することが可能になった。これは保険料として拠出する金銭を株式などで運用することで将来受け取る年金額を増やすことができる制度である。転職しても継続できる反面、運用に失敗すると年金額は少なくなる。

公的扶助

公的扶助の中核は「生活保護」である。収入が「健康で文化的な最低限度の生活」を営むに必要な水準（生活保護基準）に満たない場合に、その基準との差額（不足額）を政府が支給する。

しかし実際には、社会福祉事務所に生活保護を申請しても受け付けてもらえず追い返される（「水際作戦」と呼ばれている）場合が増えており、そのため必要な保護が受けられず餓死するケースが発生している。生活保護に要する経費を削減するためとはいえ、このような形で国民の生存権が制約を受けるようなことがあってはならず、政府の責任は重い。

社会福祉

社会福祉とは、社会的弱者に対して金銭の給付や福祉サービスの提供などを行うものである。

①**児童福祉**は、児童（18歳未満の男女）に対する福祉政策で、例えば児童を育てる家庭への児童手当の支給などがある。

②**母子福祉**には、母子寮の運営など母子家庭への福祉がある。

③**高齢者福祉**は、高齢者に対する福祉政策で、医療的ケアのサービスや、老人ホームの運営などがある。

④**障害者福祉**は、精神障害・知的障害・身体障害のある者に対する福祉政策で、障害者の就労施設の運営や、さまざまな金銭給付などがある。【⑥】

公衆衛生と医療

公衆衛生とは、伝染病などに対する予防（注射・消毒・広報活動）などをいう。これに医療を加えた分野は、国民の生存を直接保障する役割を担っているが、近年さまざまな問題に直面している。

①**医師偏在と、それに伴う医療崩壊**：産婦人科や小児科の医師不足は深刻で、診療を停止せざるを得ない病院が都市部でも現れている。また都市に医師が偏在しているため地方の医療サービスは低下する一方である。さらに夜間診療を行う病院が少なく救急患者を受け入れる体制が十分整っていないため、救急車が受け入れ先の病院を探すのに手間どり、遠方の病院へ搬送する間に患者が死亡するという悲惨なケースも起きている。これらの問題の背景には、過酷な病院勤務を嫌って開業する医師が増えていること【⑦】、出産時に**医療事故**が発生した場合に妊婦やその遺族が出産を担当した医師を裁判に訴えるケースが増えているなどの事情がある【⑧】。

②**新型インフルエンザへの対策**：過去に人類が経験したことのない（それゆえ有効なワクチンも製造されていない）新型インフルエンザが近い将来爆発的に発生（**パンデミック**）し多数の死者がでると予想されている。政府は効果的な予防や避難体制を整備し国民に周知させる責任がある。

⑥2006年から試行された「**障害者自立支援法**」により、障害者の生活は大きく変化している。それまで授産施設で作業し小額でも収入を得ていた障害者が、逆に食費などを払わなければならなくなった。「自立」の美名の下で障害者福祉は後退している。

⑦そのため医師の開業に一定の制限を設ける政策も検討されている。

⑧そのため「このような場合に中立的な第三者機関が事故原因を調査し、重大な事故の場合にのみ裁判に付すべき」とする意見もある。